

## ヤング・リヴィング 方針と手続 改定のお知らせ

この度、ヤング・リヴィングの『方針と手続』について改定のご案内をいたします。私たちは会員の皆さまがヤング・リヴィングを通して最高の体験をしていただくために、これらの変更についてご理解いただきたいと考えています。これらの改定は、2021年1月1日から施行されます。改定された文書はバーチャルオフィスで確認することができます。今回の変更点の概要を以下に記載いたします。

2020年12月1日

### 方針と手続の変更点の概要

- 1.6 排除と反差別
- 3.8 継承と承継
  - 3.12.4 他のダイレクトセラーを狙った販売
  - 3.12.6 ボーナス購入とスタッキング
- 3.13 米国外での活動
- 3.20 非差別、反ハラスメント、および従業員のプライバシー
- 4.4 非差別、反ハラスメント、および従業員のプライバシー
- 12.1 プレイスメントの変更

#### 1.6 排除と反差別

あなたは、ヤング・リヴィングの寛容性と反差別ポリシー(IAP)を遵守する必要があります。そのポリシーの違反は、本契約の重大な違反となります。

#### 3.8 継承と承継

会員が死亡または障害によってビジネス活動の継続が難しい場合、そのビジネス組織は会員の法定相続人または法定代理人(accountupdates@youngliving.com に提供された情報に基づく)に譲渡されます。ヤング・リヴィングは、メンバーの死亡または能力喪失の証明は適切な法的書類、および署名された同意書の提出をもって会員の法定相続人または法定代理人に譲渡されます。ヤング・リヴィングは、会社独自の絶対的な裁量で、いかなる理由でも、またいかなるときでも、あなたがビジネス組織を運営する能力がないとヤング・リヴィングが判断した場合には、あなたのアカウントと相続したアカウントを所有する権利を拒否する権利を有します。もしヤング・リヴィングが相続によって受け取った2つ目のアカウントの受益権を持つ権利を拒否した場合は、4ヶ月の猶予期間を設けてアカウントの1つを売却することができます。その猶予期間が過ぎると、相続したアカウントは保留にされるか、解約されます。

### 3.12.4 他のダイレクトセラーを狙った販売

ヤング・リビングは、同社の製品を販売したり、ヤング・リビングに勧誘したりするために、他のダイレクトセリング企業の販売網を具体的あるいは意識的にターゲットにする行為を容認していません。またヤング・リビングは他のダイレクトセリング企業との契約条件に違反するように勧誘または誘導することを容認していません。

### 3.12.6 ボーナス購入とスタッキング

ヤング・リビングのビジネスモデルは、ヤング・リビングの売上の100%は、ヤング・リビングの製品のメリットを感じて購入している末端消費者から成り立っているという原則に基づいています。会員が直接、あるいは第三者を介して、ボーナスやコミッションを得るためだけに製品を購入させることは、会員側の詐欺行為であり、このポリシーに違反しています。法律や規約によって以下の行為は厳密かつ絶対的に禁止されており、守られなかった場合はあなたとの契約が終了する可能性があります。

- 本人が知らないうちにシェアリング会員・プレミアム会員・ショッピング会員に登録させること
- 本人の知らないところで他人や事業のために契約書に署名すること
- 他の個人または団体をシェアリング会員・プレミアム会員・ショッピング会員として不正に登録すること
- 偽の個人または団体をシェアリング会員・プレミアム会員・ショッピング会員として登録すること
- 組織のコミッションを増やす目的でシェアリング会員・プレミアム会員・ショッピング会員に資金援助して製品の購入を促したり、他人の口座を経由したオンラインビジネスを行ったりすること
- 他のシェアリング会員・プレミアム会員・ショッピング会員が当該クレジットカードまたはその他の支払方法のアカウントの口座名義人ではない場合に、その者たちのためにクレジットカードまたはその他同様の支払方法を使用すること。
- 手数料、ボーナス、その他の報酬を求めて、合理的・常識的に消費できる以上の製品を購入したり、それを再販したりすること。

### 3.13 米国外での活動

知的財産権、データ保護、関税、課税、文献内容、その他のダイレクトセリングのガイドラインについて外国の法律を遵守することは、ヤング・リビングの新しい市場への国際的な拡大を成功させるために非常に重要なことです。そのため、あなたはヤング・リビングが承認し、ヤング・リビングの公式資料に掲載されている国でのみ、その国の方針や手続きに従った場合に限り、他のメンバーを勧誘したり、紹介者になったりすることができます。承認のない国での事前市場開拓活動は、ヤング・リビングが新たな市場に参入する可能性を危うくし、他の多数の会員にとっての機会を失うおそれがあります。このように厳しい影響を及ぼすおそれがあるため、承認のない国での事前市場開拓活動により会員契約の終了を招く可能性があります。会員はヤング・リビングのために、あるいはヤング・リビングに代わって、いかなる国においても製品名、商号、商標、特許、ウェブドメイン、IPアドレスを登録することはできません。あなたのそのような行為によりヤング・リビングに損害を与えた場合、利益の損失、営業権の損失、損害賠償、合理的な弁護士費用などを含め、ヤング・リビングを補償することに同意するものとします。

公式に活動可能と認められている国の会員をスポンサリングしたい場合、あなたは以下のすべてを満たしている必要があります。

- 居住国において適格な登録要件を備えていること。
- その国に適用されるヤング・リヴィングの「方針と手続」を熟読し、理解し、同意すること。
- その国で適用されるすべての法律を遵守することに同意すること。
- その国で義務づけられている源泉徴収税に同意すること。

上記を遵守することによって、会員は、ヤング・リヴィングが承認した国でのみ、世界中の会員をスポンサーしたり、登録したりすることができます。居住者がNFR（再販禁止）の規定に基づいて製品を購入している国では、製品の入手方法が異なる場合がありますのでご注意ください。ヤング・リヴィングがオープンしている市場では、その国で販売を許可された製品のみが宣伝販売され、それはヤング・リヴィングの許可を得て、その国での販売に関連する条件やポリシーを遵守した上で行わなければなりません。会員は合法的な輸入または販売が行えない国に、製品を輸入してはなりません。あなたは会員のスポンサリングを行うどの国においてもすべての法律に従うことに同意します。これには、ダイレクトセリング関連法、勧誘関連法、広告関連法、異議申立関連法、すべての税法、外国での事業運営に適用されるその他のすべての法律(これらだけに限定されない)が含まれます

あなたが日本の居住者ではない場合、あなたがヤング・リヴィングのビジネスに関連して行うすべての役務は日本国外で行われることに同意するものとします。また、ヤング・リヴィングのビジネスに関連して日本でサービスを提供する場合、資格外活動許可などの規制を遵守する必要があります。

#### 4.4 非差別、反ハラスメント、および従業員のプライバシー

会員は、ヤング・リヴィングや、他の会員、ヤング・リヴィングの従業員や役員、ヤング・リヴィングの創立者を軽んじたり誹謗中傷したりしてはいけません。しかし、報告が確かなもので、誤解を招くようなものでない限り、ネガティブな報告を含め、ヤング・リヴィングの製品やサービスの率直なレビューを口頭でも書面でも、この条項に違反することなく行うことができます。会員によるヤング・リヴィングの製品やサービスのレビューは、誹謗中傷、嫌がらせ、虐待、卑猥、下品、性的に露骨なもの、人種、性別、民族、その他の本質的な特徴に照らして不適切なものであってはなりません。

ヤング・リヴィングはまた、その従業員（このセクション 4.4 では、誤解を避けるためにヤング・リヴィングの役員を含む）が嫌がらせを受けたり、サイバーストーカーされたり、その他の虐待を受けたりすることも許されません。ヤング・リヴィングは、会員に対し、ヤング・リヴィングの従業員は弊社の雇用の範囲外で個人の生活、個人的な意見、プライバシーがあることを心に留めて欲しいとお願いしています。従業員が私生活上での E メール、個人のソーシャルメディアページ、私生活上の電話などでコミュニケーションをとる時、会社を代表して発言することはありません。従業員がヤング・リヴィングの社員としての立場で話している場合でも、全ての従業員は人間であり、時には言い間違いや不適當な発言をすることがあります。ヤング・リヴィングは会員に対して、会員間だけでなく、会社の従業員に対しても大らかさを示すことを求めています。ヤング・リヴィングの従業員を個人的に攻撃したり、暴言を吐いたりした場合は、これらの方針と手続の下で懲戒処分を受ける可能性があります。また、すべての会員は、アカウントの問題を解決したり、弊社に対するフィードバックを提供したりするために、ヤング・リヴィングの従業員と直接連絡を取ろうとするのではなく、適切なお問合せ先（例：メンバー

サービスチーム、フィールドセールスチームなど)にご連絡くださるようお願いいたします。

これらの違反はメンバー契約の重大な違反となり、ヤング・リビングは違反した会員との会員契約を終了することになります。

#### 4.5 プライバシー

あなたはヤング・リビング・ジャパン公式ホームページに掲載されているヤング・リビング・プライバシーポリシーに従って、会員、顧客から提供された全ての個人情報を保護しなければなりません。あなたは、個人情報を販売したり、本契約によって企図されたビジネス関連以外の目的のために個人情報を保持、使用、開示したりすることはできません。さらに、あなたは以下のデータ保存ガイドラインに従って個人情報を使用し、保存することに同意するものとします。

- 個人情報が書かれた印刷物は、可能であれば鍵のかかったキャビネットの中など、あなたのみがアクセスできる安全な場所に保管してください。
- 個人情報の電子的なコピーは、パスワードで保護されたコンピュータ、ノートパソコン、および専用のアクセス権を持つデバイス上でのみ閲覧する。
- 個人情報を保存および処理するデバイスには、マルウェア対策ソフトウェアや最新の修正プログラムなど、合理的なセキュリティ対策を講じてください。
- 電子文書の保存が必要な場合は、個人情報をパスワードで保護されたコンピュータ、ノートパソコン、および専用のアクセス権を持つデバイスに保存し、個人情報を暗号化されていないポータブルストレージデバイス（メモリスティック、外付けハードドライブなど）に保存しないようにしてください。

#### 12.1 プレイスメントの変更

ヤング・リビングは会員組織の安定性と努力を守るためにプレイスメントの変更は推奨しません。しかしながら、プレイスメント変更を余儀なくさせられる状況があります。そのため、次の条件に該当する場合のみプレイスメント変更を考慮します。

- 登録後、30 日以内であれば、本人もしくは紹介者の承認があればプレイスメント/紹介者の変更が出来ます。プレイスメント/紹介者変更は登録後 5 日以内であれば電話で変更が可能です。※5 日を過ぎても登録後 30 日以内であれば、メールでヤング・リビングの定型フォーマットを使って [resolutions@youngliving.com](mailto:resolutions@youngliving.com) にメールを送ることで変更することができます。送信元の Eメールアドレスはヤング・リビングに登録されたアドレスに限ります。他の会員や転送されたメールによる届け出はできません。
- プレイスメントの変更が、当月承認されるためには、その前月の末日までに手続きを行わなければなりません。プレイスメント変更が登録後 30 日以内でも、月をまたいで申請された場合は、プレイスメント変更は翌月まで反映されません。ヤング・リビングは、ここに記載されている通り、30 日以内にプレイスメント変更の申請を提出したことによるプレイスメント変更の遅延については責任を負いません。登録後 30 日以内に紹介者とグループメンバーの両方からプレイスメント/紹介者変更の申請があった場合は、常にグループメンバーの申請が優先されます。

新規登録した会員および再登録した会員のみが、新規登録または再登録後 30 日以内に個人アカウントのプレイスメント変更を申請することができます。このような変更は、アップラインや家族の要請ではできません。

- 特別な情状酌量のある場合:会員は登録後 30 日を過ぎた場合、アクティブなアップライン 3 名から「プレイスメント変更申請」への承認を受けたうえで、35 ドルの返金不能の手数料を支払い、ヤング・リビングに郵送(Young Living Essential Oils, LC, Attn:Resolutions, 1538 W Sandalwood Drive, Lehi, UT 84043, United States)、またはEメール (resolutions@youngliving.com)、もしくはFAX (1-801-418-8800)に送ることができます。“3 名のアクティブなアップライン”とは、6 か月連続で 100PV 以上の購入実績のあるメンバーのうち直近上位会員と定義されています。

返金不可の 35 ドルの手続き費用は、クレジットカードで支払われなければなりません。すべての必要書類が揃ってからヤング・リビングは プレイスメント変更の検討を行います。

- もし承認をリクエストしたメンバーのうち 1 人が 60 日以内に返事をしなかった場合、申請者の選択でプレイスメント変更の申請ができます。但し、申請者はアップラインと一生懸命に連絡を取ったことを証明する必要があります。例えば 60 日間、Eメールや内容証明郵便などでアップラインに連絡を取ろうとしたことを証明するのに十分な証拠を提出することです。またその証拠は、コンダクトサクセスチーム (conduct@youngliving.com) に提出しなければなりません。もし申請者が連絡をとった証拠を提供できない場合、ヤング・リビングは独自の判断でその申請を拒否することができます。3 名のアップラインを通してプレイスメント変更が成功した場合、グループメンバーは系列上位にロールアップされます。もしアップラインの 3 名のうち 1 名でも承認サインについて異議がでた場合、コンダクトサクセスチームは承認された書面を調査し、プレイスメント変更を取り消して、元の系列にとどまらせることがあります。なお、登録 30 日後、紹介者変更はできません。ヤング・リビングは、独自の判断でプレイスメントの変更を承認したり、拒否したりする権利を有します。調査の結果、会員が本規約に違反してプレイスメント変更ポリシーを使用したことを証明する証拠がある場合、ヤング・リビングは独自の裁量で、いつ違反が発覚したかに関わらず、プレイスメント変更を取り消すことができます。

- アクティブなアップライン会員 3 名から承認を得られないときは、申請者は 6 か月間、製品を注文しないことによって、6 か月後にプレイスメント変更することができます。6 ヶ月が終了した時点で、申請者は resolutions@youngliving.com にメールを送り、35 ドルの手数料を支払うことで、プレイスメントの変更を申請することができます。新しいプレイスメントが紹介者になることはできません。申請者が新しい組織に移動した際、紹介者のステータス / ボーナスは無効となります。

- プレイスメントが 2 年以上サポートを提供しておらず、会員がヤング・リビングに以下の内容を含む苦情を提出した場合、会員はプレイスメント変更を申請することができます。(a) プレイスメントやアップラインが 2 年間以上連絡してこなかった場合 (b) プレイスメントやアップラインに支援を求めても応じなかった場合 (c) プレイスメントやアップラインが支援しない、人材育成やビジネス構築の情報などを提供しなかった場合など、会員は証拠となる書類を添付し、conduct@youngliving.com まで苦情申立書を提出しなければなりません。ヤング・リビングはその苦情について徹底的な調査を行い、もし苦情が正当なものであれば、ヤング・リビングはプレイスメント変更を許可することができます。またこのプレイスメント変更を希望する会員は、返金不可の 35 ドルの手続き費用を支払わなければな

りません。

- 会員は 12 か月の間に累積 50PV以上の注文が無い場合は会員資格を失効します。12 か月経過した翌月の中旬頃に活動していないことを理由にアカウントが削除されます。ダウンラインは次の上位アップラインにロールアップされ、既存の組織にとどまります。活動していないことにより終了したアカウントをアクティブな状態に戻したい場合、そのメンバーは新しいプレイスメントと紹介者の下でサインアップすることができます。

本人以外の他の会員が申請することはできません。ヤング・リヴィングは、報酬プランの下で支払いを操作しようとするプレイスメント変更要求を承認しません。ダウンラインのランクアップがすぐに発生するようなプレイスメントの変更も拒否されます。

前月にヤング・リヴィングに登録した会員や製品を注文した会員が、その月の最初の 5 営業日の間にスポンサーや紹介者変更をした場合、その変更は前月のランク、資格および支払いに影響を与える可能性があります。